平成２４年（フ）第６５号
埼玉県羽生市西５丁目10番地18
債務者　小宮　　武
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２４９号
千葉市中央区葛城２丁目15番５号
債務者　穂積　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
千葉県船橋市藤原６丁目37番15号
債務者　小野　勝利
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
千葉市花見川区長作町213―４、住民票上の住所千葉県八千代市高津832番地１高津団地３街区10棟404号
債務者　藤原由里菜
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５号
千葉市稲毛区黒砂４丁目１番12号　アンクレージュ稲毛103号
債務者　吉村　睦夫
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
千葉県浦安市堀江４丁目３番11号ベルハイム103
債務者　後藤幸次郎
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１６号
千葉県船橋市八木が谷２丁目31番16号
債務者　川合　　等
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
千葉市中央区千葉寺町705番地の１
債務者　篠原　誠卓
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３９号
千葉県市川市大野町３丁目127番地２　エクセル大野201号
債務者　杉田　光子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―927号　大幸東団地
債務者　久保　裕子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２号
愛知県西尾市西浅井町宮下14番地４　キングスコート西尾プレステージ807号室
債務者　坂部　　薫
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
高知県土佐市宇佐町宇佐2071番地の７
債務者　山本　　実
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１１号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅G棟203号
債務者　髙村　光子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９３号
静岡県浜松市南区飯田町826番地の２　ウィスティリア飯田505号
債務者　富山　　貢
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
静岡県浜松市東区西塚町326番地の６、前住所静岡県浜松市東区西塚町302番地の１　サーパス西塚柳通り606号
債務者　根津奈緒美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
静岡県浜松市北区三ヶ日町鵺代164番地の２　シティハイムクレール202号
債務者　安形ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係